

労働派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、弊社の労働派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の労働派遣事業の状況に関する情報を定期致します。

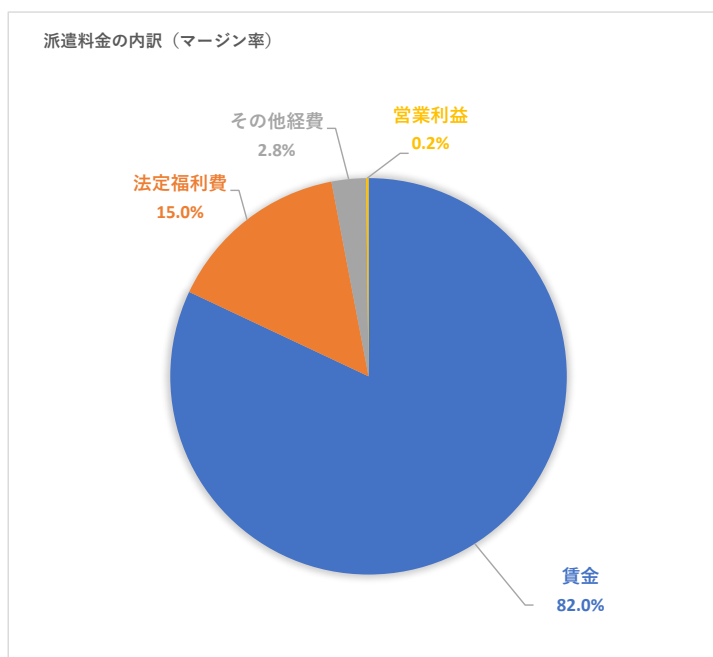
許可番号 派12-300869
事業所の名称 三鬼産業株式会社
事業所の所在地 千葉県市原市姉崎775-1

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間 2025/4/1～2026/3/31

派遣労働者数	39人 (3/31時点 39名)
派遣先の事業所数	3社
労働者派遣の賃金	¥19,208 (1日7.5時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	¥15,750 (1日7.5時間当たりの平均)
マージン率	18.0%

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額



【マージン率に含まれるもの】

雇用主として負担する社会保険料 (労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)
健康診断に充当した費用
労働派遣者の資格取得や研修参加費に充当した費用
営業・管理採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
通信費をはじめとする諸費用
営業利益

【教育訓練に関する事項】

入社時研修(情報セキュリティー、職種別教育訓練等)、ビジネスマナー研修、OJT訓練、各種資格取得制度、eラーニング、フィードバック面接

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】

労働協定を締結しているか否か：労使協定を締結している
労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者
労使協定の有効期間：2025年4月1日～2026年3月31日